



バケーション・レンタル施設における 感染症対策ガイドライン

GUIDELINES of Infectious Disease Control
for Vacation Rental facilities

2020年6月22日 発行

バケーション・レンタル施設における 感染症対策ガイドライン

GUIDELINES of Infectious Disease Control for Vacation Rental facilities

一般社団法人 日本民泊協会



ガイドライン作成の理由 … P.1

1. バケーション・レンタルは、観光発展の重要インフラ
2. コロナ禍を、バケーション・レンタル発展のチャンスに

ゲストを迎える前の実施事項 … P.3

1. 管理会社側の体制構築
2. スタッフ管理
3. 清掃の徹底と留意事項
4. ゲストへの注意喚起(ホームページやメール等にて)

ゲスト来館時の実施事項 … P.5

1. 発熱者・体調不良者の入館を防ぐ
2. 衛生環境の維持
3. 密閉させない
4. 密集させない
5. 密接させない

日本民泊協会によるサポート … P.6



[本件に関するお問合せ]

一般社団法人 日本民泊協会

〒530-0047 大阪市北区西天満3-1-25-904号

TEL: 0570-001-389

WEBお問合せフォーム <https://www.minpaku.or.jp/inq/>

日本民泊協会 公式WEBサイト <https://www.minpaku.or.jp>

バケーション・レンタルは、 観光発展の重要なインフラ

民泊施設は、増加する宿泊者を収容するための重要な宿泊インフラとして、我が国の観光発展に大きく貢献してきました。

中でも、ラグジュアリーな民泊である「バケーション・レンタル」は、高級マンション、高級コンドミニアム、風情ある古民家など、比較的広い面積を有し、キッチンやランドリー、家具なども備え、家族など大人数で一緒に泊れるサービスを提供しています。

「一泊二日」が主流である従来の宿泊形態とは異なり、バケーション・レンタルは、「住むように滞在する」という長期滞在型・ゆとりある旅行を提案するとともに、「憧れの住まいに滞在する」という楽しみも提供するなど、日本人に新しい宿泊体験をもたらしています。

このような中、新型コロナウイルスの感染拡大により、宿泊施設にも徹底した感染症対策が求められ、ホテルや旅館の業界団体によるガイドラインが作成されました。ところが、これらは主に従来型の宿泊施設を対象にしたものであるため、バケーション・レンタル施設が、「感染症対策が不十分なのではないか?」という風評被害を受けるリスクがあります。

バケーション・レンタル施設は、そもそも非常に高い衛生レベルで運営されてきましたが、感染症対策においても、一層高いクオリティを維持していることを多くの人々に知っていただき、安心して滞在いただくことが重要です。

コロナ禍を、 バケーション・レンタル発展のチャンスに

以上の背景を受け、私共は大阪から「バケーション・レンタル推進」を発信することを決めました。その理由は、大阪府・大阪市は特区民泊を推進しており、国内で最も民泊運用が進んでいるエリアだからです。大阪はユニバーサル・スタジオ・ジャパン、道頓堀、大阪城、通天閣…など人気の観光スポットを数多く抱えています。また、世界有数、国内2位の経済圏であり、多くのMICE(展示会や学会等のビジネスイベント)が開催され、世界中からビジネスマンが集う街です。さらに、2021年のワールドマスターZゲームズ、2025年の大阪・関西万博などのビッグイベントも控えており、今後も観光客が増大する大きな可能性がある都市です。

これらのことからも、バケーション・レンタルは大阪観光の重要なインフラとして、さらに大きな役割を果たすものと確信しております。

そこで私どもは、大阪観光局の協力をいただきながら、感染症の専門家による監修を経て、本ガイドラインを作成するに至りました。

その大きな特徴は以下の3点です。

1. 体調不良の方には宿泊を遠慮いただくよう明確な基準を設け、
事前に周知徹底を行うことにより、体調が良好な方だけに
泊まつていただく施設を目指していること
2. 全ての項目にチェックボックスをつけ、
管理者に各項目を確実に実行していただくよう
努めていること
3. 管理者からガイドライン遵守の誓約書を取り、
ゲストからの苦情があったときは
迅速な改善策をとる体制をとっていること

このガイドラインをきっかけに、国内外の多くの方々に、バケーション・レンタル施設の素晴らしさを認識いただき、体験いただきたいと願っております。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、ゲストの要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、今後も必要な見直しを行ってまいります。

セルフチェックリストとしてもご活用いただけるよう チェックボックスをご用意しました。

1. 管理会社側の体制構築

- A) 感染状況に関する正確な情報源を確保しておく。
(例) 厚生労働省(mhlw.go.jp)、大阪府(pref.osaka.lg.jp)、大阪市(city.osaka.lg.jp)
- B) 感染症対策の責任者、組織、役割分担を明確に定め、文書化しておく。フロントや清掃業務などを外部業者に委託している場合は、委託先も含めた組織図と役割分担表を作成し、責任範囲を明確にする。さらに、本ガイドラインを遵守するよう、委託先との間で覚書を交わすことが望ましい。
- C) 感染の疑いのあるゲストを発見した時の緊急連絡先(施設付近の病院・保健所等)リストを作成し、フロント、客室に掲示しておく。外国人の受け入れ可能な病院も確認しておく。

2. スタッフ管理

- A) 毎日の体温測定、健康チェックを徹底する。
- B) 発熱など体調がすぐれないスタッフの勤務は停止する。
- C) マスクを着用する。

3. 清掃の徹底と留意事項

感染症の拡大防止のために、さらに、ゲストに安心を提供するために、

今まで以上に徹底した清掃を心がけること。

- A) マスク及び手袋を着用する(手袋の使い回しはしない)。
- B) 換気を徹底する。
- C) 客室全体に除菌を施した後、大物ゴミ処理や通常清掃の作業に入る。
- D) 消毒は0.05～0.1% (500～1,000ppm) の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、消毒用エタノール(70%)で清拭する。
- E) ゲストが頻繁に触れた箇所、または汚れがある箇所は、重点的かつ定期的に清拭、消毒を行う
(例: テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビ等のリモコン、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、トイレ、洗面台、鏡、ルームキーなど)。
- F) 使用した枕カバー、シーツ、浴衣、室内スリッパ、タオル等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換。回収後に人が触れないように保管し、洗濯・消毒。
- G) ゴミはビニール袋で密閉して廃棄。
- H) トイレは清掃後、できるだけ常時換気を行う。さらに、蓋を閉めて汚物を流すよう表示を行う。
- I) 清掃終了後は手洗い、うがいを徹底する。

ゲストを迎える前の実施事項

Items to Implement Before Welcoming Guests

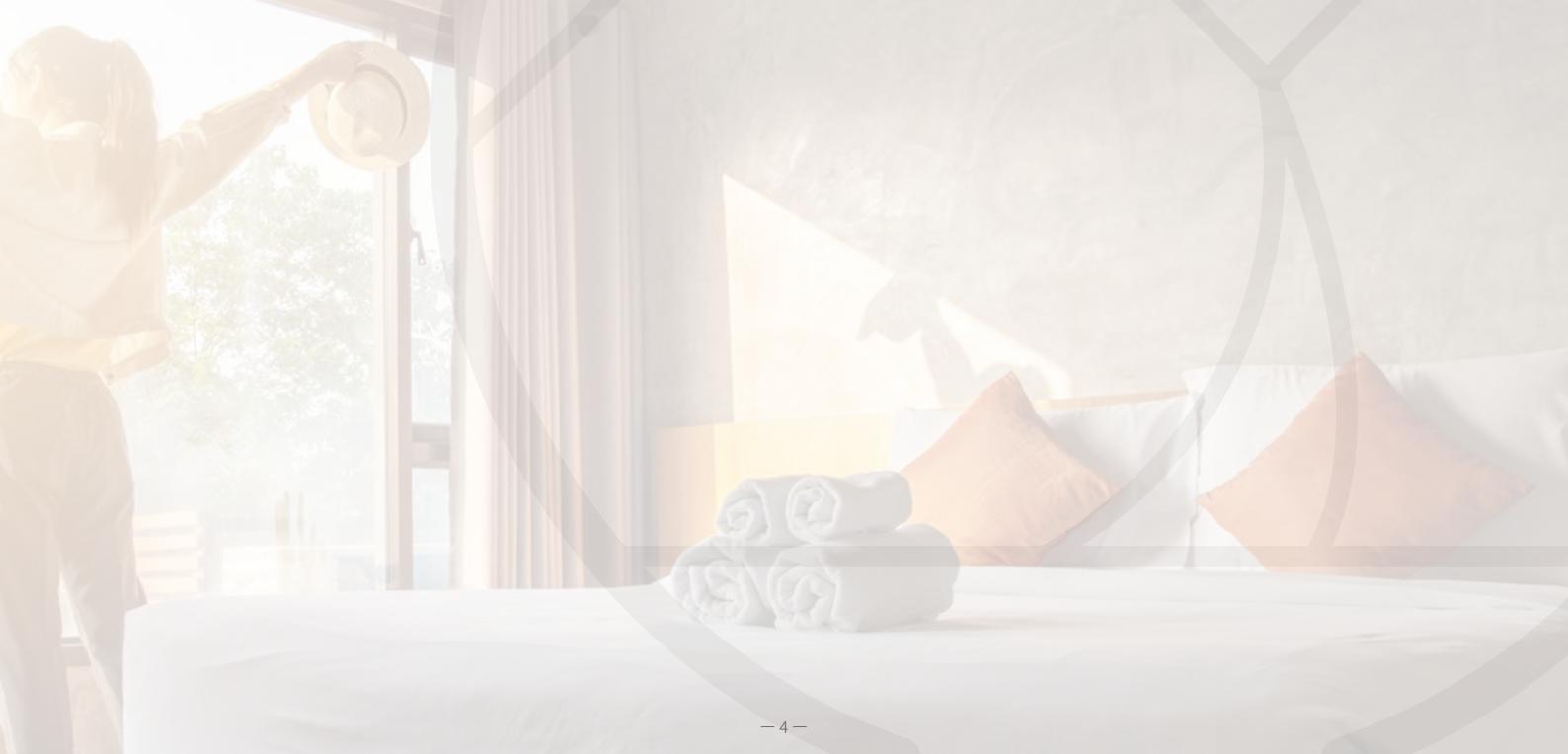
セルフチェックリストとしてもご活用いただけるよう チェックボックスをご用意しました。

3. ゲストへの注意喚起(ホームページやメール等にて)

最大の感染防止策は、ゲストの感染リスクに対する意識を高めることである。

したがってゲストに対し以下を徹底する。

- A) 共用部ではマスク着用を要請する。
- B) 以下の場合は宿泊を控えるよう告知する。
 - B-1) 発熱がある時。
 - B-2) 咳・咽頭痛・息苦しさ等の症状が認められる。
 - B-3) 保健所等の健康観察下にある時。
 - B-4) 政府が指定する期間(本日現在は2週間以内)に海外渡航歴がある時
(当該期間に帰国した方と接触した場合も含む)
 - B-5) その他、体調が優れない時。
(味覚・嗅覚異常を感じる時や疲労倦怠感を強く感じる時などを含む)
- C) 予約時あるいは予約後の確認メール等にて、以下を伝えると共に、同意できない場合は宿泊をキャンセルするように告知する。
 - C-1) 来館時に体温チェックと体調の申告が必須。
 - C-2) 上記(C-1)の結果、感染が疑われる症状がある場合は、宿泊をご遠慮いただき、付近の医療機関に連絡させていただく場合がある。



セルフチェックリストとしてもご活用いただけるよう チェックボックスをご用意しました。

1. 発熱者・体調不良者の入館を防ぐ

- A) 非接触型の電子体温計等で体温測定を行う。無人の施設の場合、ゲスト自身に体温測定を促す旨の掲示を行う。
- B) スタッフや清掃員に対し、始業時に体温測定と体調の申告を徹底し、体調がすぐれない場合は責任者と相談し出勤を見合させる。
- C) 発熱者や体調不良者を発見した場合は、速やかに緊急連絡先（病院・保健所等）へ連絡し、その指示に従う。スタッフが常駐しない民泊施設の場合は、ゲスト自身が緊急連絡先に連絡できるよう、客室内にリストを掲示しておく。
- D) 予約時またはチェックイン時にゲストの連絡先を収集。

※感染者が出た場合、健康状態に応じて医療専門家の相談を受けるよう、連絡するため

2. 衛生環境の維持

- A) 手指用消毒剤を施設入口などに設置し、ゲストに使用を促す表示を行う。
- B) ゲストに対し、共用部でのマスク着用を要請する。
- C) 共用部の定期的な消毒を行う。

3. 密閉させない

- A) 共用部にある窓やドアをできるだけ開放し、館内の小まめな換気に努める。
- B) 館内空調は外気導入に設定する。
- C) 一定時間ごとに、客室の窓を開けての換気をゲストに要請（掲示等により）。

4. 密集させない

- A) 有人施設においては、オンラインのチェックイン、チェックアウトを行うなど、フロントでの行列を最小化する工夫を行う。
- B) エレベーターの混雑を避けるよう、掲示等により、ゲストに注意喚起する。
- C) 従業員とゲスト及びゲスト同士の接触ができるだけ避け、対人距離（2m目安、1m以上）を確保するよう、ゲストに掲示等で要請する。
- D) 共用部での密集を避けるよう、客室内に注意喚起の掲示を行う。

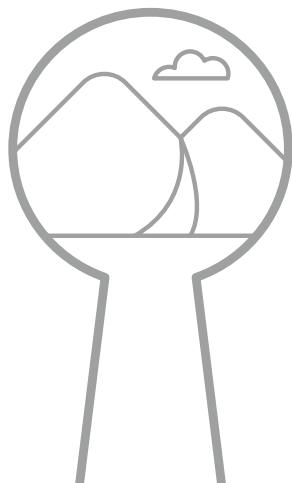
5. 密接させない

- A) 他人と共に用する物品や手が触れる箇所を最小限にする工夫を行う。
- B) フロントなど対面する場所では、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫を防止する。

日本民泊協会によるサポート

Support by Japan Association Private Accommodations (JAPA)

日本民泊協会では、大阪観光局と連携しながら、
管理者の皆様に以下のような支援をさせていただきます。
お気軽にご相談ください。



- 本ガイドラインに関する各種問い合わせ
- 施設付近の保健所・医療機関に関する情報提供
- マスクなどの衛生用品の販売、
サーモカメラ・体温測定機器の
レンタルサービスなどを提供する事業者の紹介
- その他、各種情報の提供、ご相談